

「半導体生産拠点の立地に伴う取引創出等調査検討業務」業務委託仕様書（案）

第1 委託業務の名称

半導体生産拠点の立地に伴う取引創出等調査検討業務

第2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

第3 業務の目的

「みやぎ半導体産業振興ビジョン」に基づき、宮城県（以下「本県」という。）が取り組むこととしている、地域企業等の「半導体分野への参入促進・取引創出」の推進に当たり、半導体生産拠点の立地が進む国内の先進地域（以下「先進地域」という。）において現に生じている取引需要等の経済効果を「可視化」とするとともに、先進地域における経済効果の更なる向上に向けた取組等を参考にしながら、今後、本県が取り組むべき関連施策等の立案を行うことを目的とする。

第4 仕様内容

1 調査項目等の整備

想定される取引需要等を分野別（製造プロセス、住まい、交通、従業員等の生活面など）に整理・体系化しつつ、検証のために必要な調査先や調査項目、その方法等（以下「調査項目等」という。）の一覧化を行う。

なお、調査の進捗とともに、適宜、調査項目等の修正・加除等を行うことを想定しており、調査開始時点において、調査項目等を網羅することを求めるものではない。

2 文献・統計調査

調査項目等のうち、各種文献・統計資料等に基づき、経済効果等が可視化できるデータの抽出・整理を行う。

3 ヒアリング調査

調査項目等のうち、関係者からの聴取が必要なものについて、実地又はオンライン等によるヒアリング調査を行う。

4 受注者による独自の取組（任意）

委託業務の効果向上等に寄与する受注者独自の取組を実施する。

5 中間報告

当初想定していた調査項目等について文献・統計調査及びヒアリング調査が終了した段階で、調査結果の概要資料を調製し、先進地域の関係者等に対する報告を実施し、真偽性や追加すべき調査項目の有無等について確認を行う。

なお、中間報告は発注者（宮城県経済商工観光部半導体産業振興室）とともに行うものとする。

6 関連施策等の立案

中間報告及びその後の追加調査の結果等を踏まえ、「半導体分野への参入促進・取引創出」に向けて本県が取り組むべき関連施策等の立案を行う。

7 調査報告書等の調製

調査結果の報告書及びその概要資料を調製する。

第5 業務実施に係る留意事項

1 業務実施計画の作成

受注者は契約締結後、速やかに以下の書類を電子メール等の方法により、発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施するものとする。

(1) 業務実施計画

業務の実施スケジュールを明らかにするもの。様式は任意とする。

(2) 業務従事者名簿

業務責任者、スタッフの氏名と業務分担を明らかにするもの。様式は任意とする。

2 打合せ等

業務の適正かつ円滑な実施のため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、実施方針等に係る疑義をただすものとし、その内容については、打合せ等の都度、受注者が記録を作成するものとする。

第6 成果品の納入

1 成果物

(1) 調査報告書

(2) 調査報告書概要資料

上記の成果物について、Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint等）により作成し、電子媒体で納品すること。

2 納入場所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県経済商工観光部半導体産業振興室
電話：022-211-2486 FAX：022-211-2739 電子メール：semicon@pref.miyagi.lg.jp

第7 成果物の帰属及び秘密保持

1 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、発注者が無償かつ無期限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

3 個人情報の取扱いについて

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

第8 その他

1 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。

2 本業務において、必要な経費（管理費、交通費、宿泊費、印刷費等）は全て本業務委託の費用

に含めることとする。

- 3 受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。